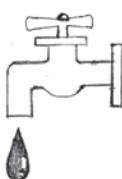


第5回 定例会

生活環境委員会 主な審査内容

- 大竹市税条例等の一部改正について
- 大竹市下水道条例等の一部改正について
- Q 井戸水などの水道水以外の水を排水している場合、原則として量水器をつけるとの改正だが、散水の場合はどうなるのか問う。



A 散水専用で給水申請があつた場合は、上水・井戸水にかかわらず、量水器の設置対象ではない。

- 大竹市税条例等の一部改正について

- Q 固定資産税課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付の際、D▽被害者等の住所が漏れることがないよう、住所に代わる事項を記載する、とのことだが、住所に代わる事項とは具体的にどのようなものか問う。

- A 令和4年度から、市に支援措置の申し出があつたものは住所の代わりにアスターiskを表示させ、住所が知られない対策をしている。令和6年度の条例施行後から登記所に申し出のあつたものは支援団体等の住所が住所に代わる事項として表示される。

- 大竹市下水道条例等の一部改正について
- Q 井戸水などの水道水以外の水を排水している場合、原則として量水器をつけるとの改正だが、散水の場合はどうなるのか問う。

修正案
A エリアとしては、概ね、元町4丁目から立町、3丁目と御園新町川までの範囲の浸水想定区域図を作成している。すでにハザードマップとして図面はできているので、なるべく早く、ホームページでの公表や、避難所への配布を行いたいと考えている。

その他のエリアについては、令和4年度に防鹿地区を含め、市街化区域の残りのエリアについて、浸水想定区域図の作成業務を行っている。

【趣意】 上下水道局が提出した改正案は、令和5年4月から見込まれる県用水の使用料金の値下げ分1000万円を、一般用に30%、業務用に70%振り分けた料金表となつていて。

業務用は一般用の、3倍以上の料金を払つていただいているが、今いじて、業務用を100%とし、一般用と業務用の料金の差を少なくしてあげることで、将来の料金の見直しに向けての効果が大きくなると見込まれるため、本修正案を提案する。

● 大竹市水道条例の一部改正について

本会議での採決の結果
修正案を含めすべての議案が可決

● 大竹市水道条例の一部改正について

A 散水専用で給水申請があつた場合は、上水・井戸水にかかわらず、量水器の設置対象ではない。

- 令和3年度
大竹市水道事業会計
大竹市工業用水道事業会計
大竹市公共下水道事業会計

- 剰余金の処分及び
決算の認定について

- Q 大竹第1排水区浸水想定区域図等作成業務は終了していると思うが、市民への公表はいつ頃になるか。また、他の排水区の作成状況を問う。

- A ニュースとしては、概ね、元町4丁目から立町、3丁目と御園新町

- Q 水道料金を改定するため、大竹市水道条例の一部を改定しようとするもの。
改定の主な内容
- V 一般用水道料金の値上げ
水道メーター使用料を廃止し、□径別の基本料金に移行
- V 基本水量の引き下げ
一般用：10m³ → 8m³
業務用：20m³ → 8m³

【委員より修正案の提出】

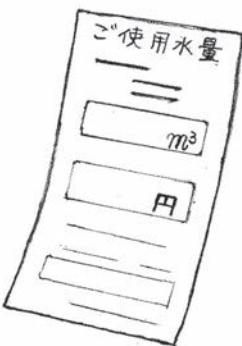
大竹市水道条例の第25条第1項の改正規定を修正

【趣意】 上下水道局が提出した改正案は、令和5年4月から見込まれる県用水の使用料金の値下げ分1000万円を、一般用に30%、業務用に70%振り分けた料金表となつていて。

業務用は一般用の、3倍以上の料金を払つていただいているが、今いじて、業務用を100%とし、一般用と業務用の料金の差を少なくしてあげることで、将来の料金の見直しに向けての効果が大きくなると見込まれるため、本修正案を提案する。

● 大竹市水道条例の一部改正について

※起立採決の結果、修正可決
● その他議案8件
採決の結果、修正案を含めすべての議案が可決



● 大竹市水道条例の一部改正について

【反対討論】

水道利用者の95・2%の市民の負担をふやして、4.8%の事業者の負担を減らすことで、効果が大きいとは到底考えられない。

【賛成討論】

将来的には業務用・一般用を一つにしていきたいという考え方で、利用者間の公平な負担に向けて、効果が一番大きい。

総務文教委員会 主な審査内容

●職員の育児休業等に関する 条例の一部改正について

Q 令和3年度雇用均等基本調査の事業所調査の育児休業取得者の割合で、女性85・1%、男性13・9%という結果になっているが、大竹市職員の取得率について問う。

A 大竹市職員の育児休業取得率は、女性職員が100%、男性職員が22・2%である。

Q 男性職員の育児休業を取得しやすくなるための取り組みについて問う。

A 職員の業務を既存職員で割り振ることや、代替職員を確保することなど、育児休業をフォローする仕組みづくりが重要であり、対応していくたい。また、手引書を充実させ、今回の改正内容を職員や所属に周知していくたい。

令和4年9月6日～9月21日の16日間行われました。
詳細については、令和4年12月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

●工事請負契約の締結について

Q 最近の新聞報道でプールによる給水栓の閉め忘れや排水口による事故が起っているが、事故をしているのか問う。

A 排水弁や給水栓の閉め忘れを防止する特別な機能や装置については検討をしていない。対策としては、バルブを回す方向を明確に示し、教員が手動で開閉をする際に、操作誤りがないようにしている。また、各学校でプールの管理担当者を決めて、プールの使用期間中は、管理職を含めた複数人で最終確認をするなど事故防止のための管理体制をじつていね。

排水口に関しては、プールの安全標準指針が文部科学省から出されており、引き込み事故を防止する一重構造など、けがや事故の防止等を含めて十分配慮した設計である。また毎年、授業開始前にプール清掃を行う際に、教職員が排水口の防護柵がきちんと固定されているか確認をしつゝ、水泳の授業実施の際は、複数人で指導に当たり、児童生徒が安全に授業を実施できているのか確認する教職員を配置し、授業中は水に入る前後に、児童生徒の点呼を行つて安全確認をしている。さらに、プールの水を排水する際には、プール内に

児童生徒がないことを確認して行なっている。

Q 小学校と中学校の間には横断陸橋があり、そこからの視線を遮る目隠しの対応と熱中症対策について問う。

A 教育委員会としても横断陸橋からの視線を遮る必要性を感じており、関係課で協議を行い、目隠しの対策を実施する方針である。現在の案では、道路占用許可を得た上で、水泳の授業を実施する時期限定でパネルやシートなど目隠しになるようなものを設置する予定である。また、熱中症対策としては、屋根は設置しないが、南側に配置する更衣室など

の建屋の軒出を2メートルと長めにして、プールサイドに広い影の場所を確保し、児童や待機する児童や生徒に配慮した造りを考えていね。

●令和4年度大竹市 一般会計補正予算（第5回）

Q 小学校管理運営事業は昨年度受納し、教育振興基金に積み立てた寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費と説明があつたが、役務費の内容と備品

購入費の図書の内容について問う。

A 役務費については、理科や科学に関するものとして、児童の好奇心を高めるきっかけとして、見たり、実際に体験することができるようなサイエンスショーやワークショップなどを企画事業者に依頼して実施する経費である。今年は、11月14日に『玖波小科学の日』として、寄附者に感謝の意を表するイベントなどを計画している。

図書については、寄附者から理科関係の図書を充実してほしいという思いを伺っており、科学的読み物の整備として、図鑑などを購入して、図書室の一角に『筒井文庫』として整備する予定である。また、手で触れることができるような標本も考えており、今年度は約150冊の図鑑など購入する予定である。

採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決